

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	改正案第59条の2について、単に「複写」とすると、カーボン紙等複写用紙を用いた届出用紙も可であると誤って解釈されるおそれがあるため、「自動複製機器(著作権法第30条第1項第1号に規定する自動複製機器をいう。)を用いた複製」又は「スキャナを用いる方法による複写」とすべきである。	御意見を踏まえ、修正することを検討いたします。
2	マイナンバーカードの普及に伴い、マイナンバーカードを保持する事のメリットは拡充されるべきであり、その一環の改正と考えます。結果的に行政側の負担軽減にもつながるわけなので、是非進めるべきです。	本省令案への賛同意見として承ります。
3	戸籍と住民票で別々の仕組みになっているのが非常に煩雑で、面倒です。 また遺産相続の時に、各所から戸籍を取り寄せなければならないのも非常に面倒いです。なんとか簡略化した仕組みにしていただけるようお願い申し上げます。その際、亡くなられた方や現在生きている方のプライバシー情報を、図らずも知ってしまうことは非常に罪悪感があり精神的負担でもあります。このことについても制度的改革が必要だと思います	今般の戸籍法改正により、最寄りの市区町村の窓口で、他の市区町村の戸籍証明書等も、まとめて請求できるようになります。
4	19ページの「令和何年何月何日」は「年号何年何月何日」などの一般化した記載としたほうがよい。	今後の参考とさせていただきます。
5	第48条第2項中「前項の書類で本籍人に関するものは、」の規定を「前項の書類は、」に改正する規定を追加すべきである。 従前においては非本籍人に関する届書は受理地のほか、本籍地においても保存されていたところ、非本籍地の届書は受理地でのみ保存することになるのだから、本籍地と取扱いに差を設ける理由がないはずである。	改正後においては、原則として第48条第2項の規定は適用しないことになるため、原案を維持させていただきます。
6	第53条の4第7項に規定される不受理申出書及び同取下書の書面の保存期間1年というのはあまりにも短すぎると思います。 確かに書面をスキャナした後はデータが原本ではありますが、データ消失のリスクを考えると現在永年保存している申出書はせめて複数年保管とすることを求めます。 また、第73条の3第2項におけるデータでの保存期間は申出書10年、取下書3年となっているように申出書と取下書の書面での保存期間に差があってもいいのではないかと考えます。	届書等情報として相当の期間保存することを踏まえ、基となった書類の保存期間を1年としたものであり、原案を維持させていただきます。

7	(意見) この改正において「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改めるとともにこれに関する所要の改正も行うのがよいのではないのでしょうか。 (理由・説明) 改正案で「磁気ディスク」の語がそのままとなっています。 他方、「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要に関する意見募集」(ご担当：法務省民事局総務課公証係) https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080303&Mode=0 では、第6回デジタル臨時行政調査会決定の「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」で「当該工程表のうちフロッピーディスク(FD)等の記録媒体を指定する規制に関するものについては、令和5年中に見直しを行うこととされ」ていることを踏まえ、 「「磁気ディスク」等の具体の媒体名を指定するものについて、クラウド等の最新の情報通信技術を活用することができるよう「電磁的記録媒体」に改める等の所要の改正を行う。」としています。 再改正の手間を省くためにも、あわせて同様の改正を行うことが望ましいのではないのでしょうか。	今後の参考とさせていただきます。
8	改正により本籍地以外で戸籍証明書の広域交付が可能となりますが、その際の本人確認が「写真付き」の公的証明書のみと条件が厳しいです。 誰もが写真つき証明書を持っている訳でないので(特に高齢者の方)、本籍地で請求する場合と同様に保険証等の写真のない証明書の複数組み合わせ等で対応できるようにした方がよいと思います。	広域交付については、一度の請求で交付を求めることができる戸籍証明書等の範囲が広がることから、戸籍情報保護の観点から、より厳格な本人確認の下で交付の処分を行う必要があると考えられるため、原案を維持させていただきます。
9	戸籍電子提供用識別符号の記載事項に有効期限発行日から3ヵ月の文言があればよいと思います	今後の参考とさせていただきます。
10	広域交付が可能となることについては、国民の利便性の向上につながると考えているため歓迎する。 本人確認の方法について、オンラインにおいてどのように実施するかという点についても検討して欲しい。特に出生の届出において、その添付書面とされている出生証明書については、現在作成者の記名のみでよいこととされている一方で、現行法の規定では、この出生証明書についても、オンラインで添付をする場合は、作成者の電子署名を求めている。これは、オンラインにおける届出において、その作成者の本人確認に過大な負担を課しているものと言わざるを得ない。この点について、是非見直しを検討して欲しい。	今後の参考とさせていただきます。
11	第78条の6において、「市町村長は、戸籍事務の処理のため～副本に記録されている情報を参照することができる」とされるところ、国籍取得届、帰化届等の前提となる法務局における国籍事務においても、適正迅速な事務処理及び市町村の公用請求への負担軽減に資するため、副本情報を参照することができる規定としていただきますよう、よろしくお願い致します。	御意見を踏まえ、戸籍の適正な記載に資する国籍事務に関して必要な範囲内で戸籍の副本に記録されている情報を参照することができる規定を設けることを検討いたします。

12	戸籍電子証明書提供用識別符号等は第79条の2の2第3項の規定により、有効期間を発行の日から起算して3箇月とされていますが、付録第32号様式を拝見する限り、この有効期間の満了の日を明示するようにはされていないと思われます。請求者の利便を考慮した場合、この様式に有効期間の満了の日を明示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。	今後の参考とさせていただきます。
13	戸籍法が改正されることによって、婚姻届など、戸籍の届出をする際、戸籍謄本などの添付が不要になることは、届出をする人にとって負担軽減になると思います。また、届出を受けて事務処理を行う市区町村にとっても、届出人の戸籍に記載された情報を迅速かつ正確に把握することができるので、市区町村の戸籍事務の効率化にもつながると思います。 市区町村で行う戸籍の届出に限らず、帰化や国籍取得といった、法務局などで行う国籍に関する手続においても、戸籍謄本などを提出する機会があります。国籍の手続でも同様の取扱いにした場合、帰化申請や国籍取得届出をする人の負担軽減になりますし、事務処理を行う法務局などにとっても、事務の効率化になると思います。 戸籍法の改正によって、戸籍の届出に関しては、戸籍謄本などの添付が不要になることが決定していますが、国籍の手続についても、同様の取扱いにしたほうがよいと思います。戸籍法施行規則（改正案）の第78条の6のように、国籍に関する事務処理についても、戸籍などの副本に記録されている情報を参照することができるよう、この機会に検討願います。	御意見を踏まえ、戸籍の適正な記載に資する国籍事務に関して必要な範囲内で戸籍の副本に記録されている情報を参照することができる規定を設けることを検討いたします。
14	改正に反対である。 68条の2で戸籍に使える漢字の字体が制限されるのであるが、「別表第2」が開示されていない。これでは多くの国民が使っている漢字の字体が、今後も使用可能なのか分からない。 ・「龍」という字は、常用漢字表では「竜（龍）」とされ、改正後使えなくなる虞がある ・「吉」という字は、上部が「士」のものも、「土」のものも一般に使われており、常用漢字表では上部が「土」であり、上部が「土」のものが使えなくなる虞がある ・「海」という字は、右下が「母」の自体も一般に使われており、それが使えなくなる虞がある 「別表第2」を開示して、国民的議論を経るべきである。	別表第2については改正しない予定であり、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
15	○広域交付申請時の本人確認書類について 申請時に顔写真付きの本人確認書類1点が必要とあるが、健康保険証等2号書類2点を本人確認書類として認めてもらいたい。運転免許証を返還した高齢者など、顔写真付きの本人確認書類を他に持っていない住民もいる。マイナンバーカードは普及しつつあるが、個人情報漏洩への懸念から取得を見送っている住民も多いため、2号書類2点を本人確認書類として認めてもらいたい。	広域交付については、一度の請求で交付を求めることができる戸籍証明書等の範囲が広がることから、戸籍情報保護の観点から、より厳格な本人確認の下で交付の処分を行う必要があると考えられるため、原案を維持させていただきます。

16	○広域交付可能な範囲の拡充について 相続手続きに必要な被相続人の戸籍の請求について、主な相続人となる配偶者や兄弟等からの戸籍の請求を認めてもらいたい。前述の戸籍の請求は第三者請求となり、広域交付が認められないとなっているが、直系親族がおらず、配偶者や兄弟等が相続人となるケースも多く、特に相続人が高齢な場合、郵便請求一つ行うにも非常に負担が大きいと思われる。少しでも相続人の負担が軽減できるように、広域交付の範囲の拡充をしてもらいたい。	広域交付について請求することができる者を限定した趣旨は、一度の請求で広範囲の戸籍証明書等を取得することができることから、不正請求の危険性が増すことに対する懸念があったことや、本人等以外の者からの請求については相応の審査が必要となることから、市区町村における事務負担が増加することに対する懸念があったことを踏まえて戸籍法の改正が行われたところ、原案を維持させていただきます。
17	戸籍証明書等の交付請求において、戸籍の表示その他請求戸籍を特定するために必要な事項を明らかにしてしなければならない旨の規定を戸籍法施行規則に設けることを要望する。 (理由) 戸籍又は除かれた戸籍の謄本等（以下「戸籍証明書等」という。）の交付請求において、戸籍の表示である筆頭者氏名と本籍を明らかにしてしなければならないとされている。戸籍の表示については、戸籍法第9条に「戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。」と規定がされている。しかし、戸籍法、戸籍法施行規則（以下「規則」という。）その他の法令上、戸籍証明書等の交付請求において、戸籍の表示を明らかにしてしなければならないとする明文上の規定はなく、戸籍法の解釈によるとされている。 戸籍証明書等の交付請求に対し不交付決定をする場合、決定書を交付することとされ、決定書には理由として、交付請求等の根拠となる規定の要件がいかなる点で満たされていないかを記述するものとされている（平成28年3月31日付け民一第346号通達）。戸籍の表示が明らかでないことにより請求戸籍の特定ができずに不交付決定をした後、不服がある者から審査請求や不交付処分取消訴訟が提起されることもありえる。不交付決定せざるを得ない場合の請求者等に対する説明や審査請求等への対応等において、根拠法令の条項の明示が求められることが一般的である。このため、戸籍証明書等の交付請求において、法令に戸籍の表示を明らかにしなければならない明文上の規定があることが望ましいことは明らかである。 今般の規則改正では、改正戸籍法の施行に向け、戸籍証明書等の交付請求に関しても、広域交付における本人確認の規定を新設すること等が予定されている。そこで、改正戸籍法の円滑な運用と適正な事務処理を図るため、戸籍証明書等の交付請求において、戸籍の表示その他請求戸籍を特定するために必要な事項を明らかにしてしなければならない旨の規定を規則に設けることを要望する。なお、この規定は、これまで解釈運用により行われている取扱いを規則上明文化するものであり、交付請求の要件を厳格化するものではない。	今後の参考とさせていただきます。

18	本籍地以外の市区町村における戸籍証明書等の交付関係 「本籍地以外の市区町村における戸籍証明書等の交付（いわゆる「広域交付」）が可能となることに伴い、請求者の本人確認の方法に関する規定を設けるなど所要の改正を行う。」について、改正案では、 「第七十三条の二 戸籍法第百二十条の二第一項の規定により同法第十条第一項又は第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合において、当該請求をする者は、市町村長に対し、第十一条の二第一号の方法により、当該請求をする者の氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならない。」とされている。 戸籍証明書の交付請求に対して、本籍地の市区町村長として交付請求を受ける場合と本籍地の市区町村長以外の市区町村長（以下「請求地の市区町村長」）として交付請求を受ける場合で、本人確認の厳格性に差は生じない。 戸籍法施行規則第十一条の二第一号に限定されると、本籍地の市区町村長に対する交付請求の際に同条第二号の方法で行った場合、同時に広域交付の請求を受けられないこととなるが、本人確認の可否について説明がつかずトラブルとなることが想定される。 本籍地の市区町村長として交付請求を受ける場合には、戸籍法施行規則第十一条の二第二号・三号での本人確認の方法が定められている。第三号については市区町村長が認める方法となるため、本籍地の市区町村長と請求地の市区町村長で本人確認方法に差異が生じる可能性があることから広域交付には適当ではないと考える。 一方、第二号については、請求地の市区町村長の判断が入る部分を除き、本人確認書類を限定列挙または条件を示すことで統一的な厳格性の担保ができると考え、本人確認方法に追加いただきたい。	広域交付については、一度の請求で交付を求めることができる戸籍証明書等の範囲が広がることから、戸籍情報保護の観点から、より厳格な本人確認の下で交付の処分を行う必要があると考えられるため、原案を維持させていただきます。
19	第53条の4第7項の規定について 第53条2項の書面（不受理申出書）及び第5項の取下げに係る書面（不受理申出取下書）の保存期間を1年とする規定であるが、令和元年改正戸籍法附則第1条第5号施行日以前に受理された同条第2項及び第5項の書面は、戸籍法第120条の4の規定によるスキャナー読み込みをしない書面があることから、「戸籍法第百二十条の四に規定する場合において」の規定であることを明記した方がよいと考える。	改正前における不受理申出書及び不受理申出取下書に係る保存期間については、改正後の戸籍法施行規則の適用を受けないと考えられるところ、当該書面の取扱いについては、民事局長通達でお示しする予定です。
20	第59条の2の規定について 戸籍届書は、戸籍法第120条の4に規定により画像情報を法務大臣に提供することとなるうえで、非常に有効な規定であると考え。特に婚姻届については、さまざまなデザインの用紙が用いられていることから、法務省が推奨する解像度をお示しいただいたうえで、複写に適するもの・適さないものの例について、法務省ホームページ等で広く周知いただきたい。	「複写することに適するもの」の周知方法等については、検討いたします。

21	第73条の2第1項の規定について 広域交付の本人確認に関する規定であるが、戸籍法第10条の2第2項の請求（公用請求）を本籍地の市町村長以外の市町村長に対してする場合においても、当該請求をする者は、市町村長に対し、第11条の2第1号の方法により、当該請求をする者の氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならない、とされている。 戸籍法第10条の2第2項の請求については、規則第11条の3第1号において「氏名及び所属機関」を明らかにする方法が認められていることから、同法120条の2第1項の規定により同法第10条の2第2項の請求をする場合においても、同様に規則第11条の3第1号による方法を認めていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正することを検討いたします。
22	第73条の2第3項の規定について 戸籍法第百二十条の二第一項の規定（広域交付）により同法第十条第一項（本人等請求）又は第十条の二第二項（公用請求）の請求を本籍地の市町村長以外の市町村長に対してする場合における戸籍証明書及び除籍証明書の認証文を規定したものであるが、磁気ディスク等を原本とする除籍・改製原戸籍の謄本についても付録29号書式によるのか、お示しいただきたい。	交付する除籍証明書がいわゆるイメージ除籍に係るものである場合についても、附録第29号書式の付記をすることになります。
23	第78条の3第2項第1号の規定について 第78条の2第1項第1号から第3号までの書面の届書等情報の保存期間は当該年度の翌年から10年とされた。 この数年の副本籍解消作業等戸籍の訂正が行われる中で、戸籍訂正の重要な根拠として届書が必要とされる場面が多くあった。また、例えば、子の名の誤記等は届書がなければ証明できず、今後、新たに届書に基づいて戸籍に振り仮名を記載した場合も同様と考える。 石綿被害やB型肝炎訴訟等による死亡原因の確認を理由とした届書記載事項証明書の請求もあり、令和2年11月16日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡において、「5年の保存期間経過後においても、当分の間27年保存し、その間廃棄することのないよう」依頼があったところである。 届書類の原本については、第48条第3項において当該年度の翌年から5年とされたところ、届書等情報が10年で廃棄となってしまうと、上記の使用用途に必要な根拠書面が確保できなくなってしまうと考える。 戸籍は国ベースレジストリーにも指定され、日本国民の身分を登録公証する重要な公簿である。その記載の根拠となる戸籍届書については、令和2年の補佐官事務連絡を鑑み、届書等情報として規則第49条第2項規定の27年保存することが適当と考える。	現行の紙の届書類の保存期間については、現在は全ての市区町村において電算化が完了しており、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本を法務大臣に送信することとされていること（第75条）から5年となっているところ、届書等情報の保存期間については、システムの容量等を踏まえ、これより長い10年と設定したところですので、原案を維持させていただきます。

24	第78条の3第4項の規定について 第52条（第8条規定の耐火書庫保管保管の準用）の規定にかかわらず、第78条の2第2項の規定により作成された届書等情報の基となった届書、申請書その他の書類は、適切と認められる方法により保存すれば足りる、旨規定された。届書等情報として送信した基の届書については、耐火書庫への保管規定が緩和されたものであるが、今後、届出の受理地自治体において5年間保存することとなる届書は、これまでに比べて非常に膨大になることが予想されることから、非常に有効な緩和措置と考える。 適切と認められる保存方法の詳細を早急にお示しいただきたい。 また、第78条の2第2項の規定により作成された届書等情報以外にも自治体の戸籍情報システムに届書情報を保存している戸籍の記載を要しない届書類についても、同様の緩和措置を認めていただきたい。	「適切と認められる方法」については、別途通達等でお示しする予定です。 また以下につきましては、今後の参考とさせていただきます。
25	6 8 条の 2 において、第 1 号で「常用漢字表に掲げる字体」、第 2 号で「別表第 2 に掲げる字体」とされています。 別表第 2 の 2 のカッコ内の字体は常用漢字の字体ですので、第 1 号で示す常用漢字体と一部重複しているように見えました。	御意見を踏まえ、修正することを検討いたします。
26	以下、意見を行う。 > 戸籍法施行規則 > 第48条 > 第3項 5年ではなく10年の方が良いのではないかと考える。（一般民事の時効期限である10年としていた方が良いのではないかと考える。） また、電磁的記録及び画像情報としては基本として永年保存を行った方が良いのではないかと考える。 > 第53条の4 > 第7項 1年ではなく3年の方が良いのではないかと考える。 また、電磁的記録及び画像情報としては基本として永年保存を行った方が良いのではないかと考える。 > 第73条の2 > 第1項 「氏名及び住所又は生年月日」ではなく、「氏名、住所及び生年月日」であるべきと考える（※住所については住民票・住民基本台帳の住所）。 意見は以上である。	今後の参考とさせていただきます。

27	(規定の新設の希望) 戸籍法の改正により、本人等請求の場合は、いずれの市町村長に対しても戸籍証明書の請求が可能となった。制度改正により、相続手続において戸籍証明書の請求が便利になるところ、生存配偶者が本籍地ではない市町村長にする請求については、被相続人との婚姻後の戸籍に係る戸籍証明書しか請求できないとの情報がある。このことについて、例えば、転籍届については生存配偶者は、筆頭者の死後もはや配偶者ではないが、配偶者として転籍届をすることができる。また、生存配偶者と直系卑属の戸籍証明書の請求権に差を設けることは社会通念に合致しない。 ゆえに、死別後に再婚をしていない生存配偶者については、直系卑属と同様に戸籍証明書の請求ができるように、戸籍法施行規則において規定を新設することを希望する。	御指摘の点について、検討いたします。
28	(第48条関係) 第48条第3項での改正により、本籍人・非本籍人に関係なく、紙の届書の保存期間は5年とされた。一方で、同条第1項の規定においては、本籍人・非本籍人に区分してつづる旨が規定されているが、どうして区分する必要があるのか。本籍人・非本籍人に区分しない方が単純に受理番号順に並ぶことになり、保存中の届書の探索もし易いのではないか。	今後の参考とさせていただきます。
29	(第53条の4関係) 従来、戸籍事務取扱準則指定標準第55条第1項第11号において、不受理申出書の保管期間は永年とされていた。この度、第78条の3第2項第2号が新設されることを前提に紙の申出書の保管期間を1年とするものと思われるが、戸籍情報連携システム仕様書において、改製不適合戸籍に係る不受理申出書についてもイメージデータの保管が可能な仕様となっているのか。	改製不適合戸籍に係る不受理申出書については、画像情報を作成する仕様とはなっておりません。
30	(第59条の2関係) 届書の用紙は複写することに適するものとされたが、これでは基準が不明瞭である。届出人自身がオリジナルで届書の用紙を作成する場合を考慮した規定にすることを希望する。例えば、「届書の記載部分の下地は白紙でなければならない。」「届書の記載部分の様式は、白黒複写した際に鮮明に映る色により作成しなければならない。」といった規制が必要なのではないか。	「複写機により複写することに適するもの」については、通達等によりお示しする予定であるところ、御指摘の点については検討いたします。
31	(第68条の2関係) 法務省は、これまで通達（昭和56年9月14日民ニ5537号通達、同日民ニ5542号通知、平成2年10月20日民ニ5200号通達）により、戸籍に記載できる文字を示しているが、この規定の新設により、扱いに変更を生じるか否か。	現行の取扱いに変更はありません。
32	(第76条関係) 市町村の受付帳の保存期間は第21条第3項により150年だが、この規定による受付帳情報の保存期間は、法務省側の情報の保存期間ということで良いのか。（市町村における受付帳の電子情報の保存期間に変更はないのか。）	御認識のとおりです。

33	(第78条の3関係) 従前は法務局における本籍人に係る届書の保存期間は27年であったが、第48条の改正により紙の届書の保存期間は5年となり、第78条の3第2項第1号により届書情報の保存期間は10年となるとのことである。これは、国民の権利義務の保護に適さないのではないか。例えば、養子縁組などは、縁組時ではなく相続時に無効が主張されるケースも考えられ、保存期間が27年から10年に短縮されることは、証拠資料が収集できなくなる危険性が増すものと考えられる。	現行の紙の届書類の保存期間については、現在は全ての市区町村において電算化が完了しており、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本を法務大臣に送信することとされていること(第75条)から5年となっているところ、届書等情報の保存期間については、システムの容量等を踏まえ、これより長い10年と設定したところですので、原案を維持させていただきます。
34	(第79条の2の3関係) 第79条の2の3第1項の「別表第4の上欄に掲げる者(」の次に「法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。」を加えた方が良いのではないか。国の政令・省令により、外務省の事務が都道府県が行うことになっているケースやさらに都道府県の事務処理特例条例等により、市町村が行うことになっているケースも考えられる。	御指摘を踏まえ、修正することを検討いたします。
35	(第79条の13関係) 第79条の13第1項の規定は、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求をする者に対し本籍と筆頭者の氏名を提供することができることとある。例えば、出生届をする際に自分の本籍が分からないケース等においても、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を請求するという形式をとれば、情報提供等記録開示システムにより、自分自身の本籍と筆頭者の情報の提供を受けることができるのか。	本規定は、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を通じて請求等を行う者がログインすることによって、戸籍又は除かれた戸籍の副本情報のうち、当該請求等をする者の情報とひも付いた情報が自動的に特定され、戸籍証明書等の交付の請求書、届書若しくは申請書又は戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求書に、当該請求等に必要な情報が転記されることを想定した規定です(戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を請求することは要件ではありません。)
36	(付録第32号様式関係) 戸籍電子証明書提供用識別符号を用いて戸籍電子証明書の提供を受けることができるのは、第79条の2の2第3項の規定により発行の日から3か月以内とのことである。付録第32号様式にその旨を記載した方が良いのではないのか。	今後の参考とさせていただきます。
37	(附則第2条関係) 不受理申出書の保存期間の規定の形式を通達から法務省令に変更しているが、改正前の保存期間についても法務省令の規定が優先されると思われるので、改正前の届書の保存期間と同様に、附則において経過規定を設けるべきではないか。	改正前における不受理申出書及び不受理申出取下書に係る保存期間については、改正後の戸籍法施行規則の適用を受けないと考えられるところ、当該書面の取扱いについては、民事局長通達でお示しする予定です。

38	全般的に特に問題ないと思われるが意見として8点。 1. 戸籍証明書について広域交付を行う場合の本人確認については写真付の本人確認に限定すべき。本来は写真付でかつ暗証番号（マイナンバーカードや免許証で設定したもの）等も入れさせる等すべきと考えるが難しければせめてなりすまし不正防止のため写真付の本人確認に限定すべきであり、コピーも取る等厳格にすべき。写真付の本人確認書類はマイナンバーカードが必ずある。ないのは本人が勝手に申請しないだけなのでない人のことまで国が配慮する必要はない。自治体に裁量の余地を与えず全国一律の扱いとするように法務省が何らかの形で通知すべきと考える。 2. 戸籍証明書について広域交付可能な者は本人、父母、直系親族と聞いている。それ自体に異論はない。ただ、取れる者について成年後見人や未成年後見人を追加しても良いのではないか。何らかの理由で成年被後見人や未成年者が戸籍が必要となった場合に成年被後見人や未成年では取る事が難しいし成年被後見人や未成年後見人は代理権を与えられているため広域交付対象に追加すべきだと思う。逆に士業については広域交付対象にしてはならない。手数料はしっかりと徴収しているし現状でも不正・不適切な請求が多いため士業にまで広域交付を認めるのは大反対でむしろ本人が取れるので廃止すべきだと思う。 3. 広域交付は本人からの委任状があった場合には代理人でも出すのか？ 4. 役所によっては土日や休日開庁、時間延長を行なっている事がある。正規時間外でも広域交付や戸籍事務はそもそも行えるのか？ 5. 戸籍証明書を広域交付で取得したが取得した戸籍内容に疑義があると指摘する場合にどこに聞く事になるのか。取った自治体ではわからない。 6. そもそもの話でこうした国のシステムがせつかくあるならマイナンバーカードでの取得を条件として、全自治体接続戸籍証明書はコンビニで取得できるようにはできないか。 7. 戸籍の電子証明書とマイナンバーを使った戸籍事項照会はそもそもどう違うのか？戸籍電子証明書なら電子交付になるはずで役所の窓口で電子証明書をあえて出すようなものがあるのか？ 8. 戸籍電子証明書についてはマイナポータルからマイナンバーカードを利用した電子申請に限定すべきである。電子証明書なら厳格な本人確認が必要なためであり、その場合は公的個人認証を使う話なのでマイナンバーカード利用以外は認める必要がない。	御質問につきましては、以下のとおり回答します。その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 3. について 代理人による請求は認められません。 4. について 業務時間外における対応時間については、各市区町村にお問い合わせください。 5. について 本籍地の市区町村にお問い合わせいただくことになります。 7. について 戸籍電子証明書とマイナンバー制度による情報連携については、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html) を御参照ください。
39	省令案のうち、次の法律の規定を受けた条項が見当たらない。どこに定められているのか。 ・戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号。以下「改正法」という。）で追加された第120条の3第1項に規定する「法務省令で定める事務」 ・改正法で追加された第120条の3第1項に規定する「法務省令で定めるもの」（第79条の2第1項に規定されているということであれば、第79条の2の3第1項のように「戸籍法第120条の3第3項の法務省令で定める者は、（略）」と規定しないのはなぜか。） ・改正法で追加された第120条の4第1項に規定する「法務省令で定めるもの」（第78条の2第1項に規定されているということであれば、第79条の2の3第1項のように「戸籍法第120条の3第3項の法務省令で定める者は、（略）」と規定しないのはなぜか。）	戸籍法第120条の3第1項の「法務省令で定める事務」については、改正法施行の時点で該当する事務がないため、法務省令に規定を設けておりません。また、戸籍法第120条の3第1項及び第120条の4第1項の「法務省令で定めるもの」については、それぞれ第79条の2第1項、第78条の2第1項で規定しています。

40	法務省のホームページに掲載されている「戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）」では、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略は「今後予定」とされており、令和6年3月1日からではないと案内されている。省令案第79条の2の3第1項では、法務省令で定める者として別表第4に「外務省」、「旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の発給の申請に係る事実についての審査」と規定されているが、この規定は、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略のことなのか。そうだとすれば、パスポートの手続については、「今後予定」ではなく、令和6年3月1日から戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略が施行されるということか。	御指摘の規定は、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略に関する規定であるところ、運用の開始は、システムの整備等が完了する令和6年度末を予定しています。
41	改正法で追加された第120条の3第2項の規定による発行事務は電子情報処理組織を用いることとなると思われるが、電子情報処理組織に係る規定は省令案のどこに規定されているのか。改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「手数料省令」という。）は、あくまで手数料を徴収しない事務として定めているだけであり、戸籍法に基づく事務として法務省令に規定が必要と思われる。省令案第79条の2の3第2項は行政機関（外務省）に特定した規定であり、住民が請求する場合についてどこに規定されているのかが分からない。	戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行は、市区町村の窓口又はオンラインで行われるところ、オンラインによる発行については、第79条の5第2項に規定されています。
42	省令案第79条の2の3第2項の規定は、意図するところが不明確ではないか。	今後の参考とさせていただきます。
43	省令案第79条の2の4第3項の規定は、意図するところが不明確ではないか。 ・「誰」が市町村長に対して請求するのか。 ・住民であるとすれば、手数料省令第1条の2に規定する「情報提供等記録システム」と、省令案第79条の2の4第3項に規定する「同法（＝戸籍法）第118条第1項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織」とは、どういう関係になるのか。	第79条の2の4第3項は、戸籍電子証明書等を行政機関等に提供することをオンラインにより請求することができることを定めた規定であるところ、「戸籍法第118条第1項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」は、オンラインシステム全般を示す文言であり、改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2の「情報提供等記録開示システム」（マイナポータル）を使用する方法は、オンラインによる請求方法を示す文言です。
44	省令案第79条の8第3項は、発行の請求は本籍地でなければならないとされているが、手数料省令第1条の2において情報提供等記録システムを使用する方法が規定されている。「情報提供等記録システムを使用する方法」を用いて本籍地です、という理解でよいのか。	情報提供等記録開示システムを使用してオンライン請求を行う場合についても、本籍地でなければなりません。
45	省令案第79条の13第1項に規定する各請求は市町村長に対して行われるものと思われるが、この規定の主語が法務大臣になっているのはなぜか。	戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報は法務大臣が保有する情報であり、法務大臣から請求等をする者に対して提供されるためです。

46	省令案第79条の13第1項に「電子情報処理組織により自動的に特定したものに限る。」という規定があり、定義なく単に「電子情報処理組織」と規定されているが、この「電子情報処理組織」は何を意味するのか。また、「自動的に特定した」とは、具体的にはどういうことか。	本規定は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて請求等を行う者がログインすることによって、戸籍又は除かれた戸籍の副本情報のうち、当該請求等をする者の情報とひも付いた情報が自動的に特定され、戸籍証明書等の交付の請求書、届書若しくは申請書又は戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求書に、当該請求等に必要な情報が転記されることを想定した規定です。
47	戸籍謄抄本の入手の利便性向上のために必要な改正であり、賛成です。	本省令案への賛同意見として承ります。
48	「戸籍法施行規則第59条の2 届書の用紙は、市町村長が複写することに適するものでなければならない。」とありますが、適さないものの具体例をお願いします。	「複写機により複写することに適するもの」については、通達等によりお示しする予定です。
49	規則第48条 第1項及び第2項が「略」となっています。5号施行日以降、届書類は「届書等情報」登録により電子データ送付と理解しておりますが、綴る方法は第1項の規定どおり非本籍人を区別しますか。	改正後において届書等情報を作成する場合においても、届書等情報の基となった届書等の書類は第48条第1項の適用を受けるため、本籍人と非本籍人とに区別する必要があります。
50	規則第48条 第78条の4第2項の規定により、規則第48条第2項の本籍人に係る1月ごとの法務局への送付は、適用外となりますが、第48条第2項の送付が必要な書類とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	改正後においては、原則として送付が必要な書類はありません。
51	規則第78条の2 第3項中、「市町村長（前項第2号から第5号までの書面～）」とありますが、前項（第2項）には号が存在しません。「市町村長（第1項～）～」の間違いでしょうか。	御指摘を踏まえ、修正いたします。